

1. 第二種奨学金の変更可能月額一覧表

(大学院以外)

貸与月額	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円
------	---------	---------	---------	----------	----------

私立大学の医・歯学課程及び薬学・獣医学課程の場合は、下記貸与月額への変更も可能

私立大学増額貸与 医・歯学課程	160,000円	貸与月額最高額(120,000円) + 増額(40,000円)
私立大学増額貸与 薬学・獣医学課程	140,000円	貸与月額最高額(120,000円) + 増額(20,000円)

(大学院)

貸与月額	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円	150,000円
------	---------	---------	----------	----------	----------

法科大学院の場合は、下記貸与月額への変更も可能

法科大学院 増額貸与	190,000円	貸与月額最高額(150,000円) + 増額(40,000円)
	220,000円	貸与月額最高額(150,000円) + 増額(70,000円)

2. 利率の算定方法

平成19年度以降、第二種奨学金の貸与を受ける者の利便性をさらに高めるため、第二種奨学金の利率の算定方法として、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち、いずれか一方を選択する利率算定方法選択制が導入されました。

●「利率固定方式」と「利率見直し方式」について(①②よりいずれか一方を選択します。)

〔①「利率固定方式」〕

貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金(以下、「財投」という。)の利率が返還完了まで適用されます。

(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券(以下、「債券」という。)を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

〔②「利率見直し方式」〕

貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く。)に各時点の財投の利率が適用されます。

(貸与終了時及び利率見直し時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

(参考) 年利率

●貸与月額(基本月額)……………上限3.0%(利率は変更されることがあります。)

●貸与月額を超える増額部分

採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構業務方法書第6条第2項により定められます。業務方法書は採用時に交付の「奨学生のしおり」に記載されています。

また、平成21年7月6日付で変更された最新版については、本機構ホームページより閲覧できます。

<http://www.jasso.go.jp/jigyokeikaku/documents/gyoumuhouhouhouyo.pdf>